

福岡県バス対策協議会について

1. 設立経緯

改正道路運送法により、乗合バス事業に係る路線の休廃止が許可制から届出制となり、路線廃止の増加に伴う、地方への影響が危惧されたことから、生活交通の確保方策等について協議・調整を行うため、平成12年5月18日に本協議会が設立されたもの。

＜主な協議事項＞（規約第5条）

- ・生活交通のあり方一般に関すること。
- ・国庫補助対象バス路線に関すること。
- ・ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
- ・その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

2. 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)について

(1) 制度の概要

地域間幹線系統（複数市町村にまたがって運行する広域的な路線バス）のうち、運賃のみでは事業採算が確保できない系統について、①運行欠損額及び②運行の用に供するワンステップまたはノンステップ車両の減価償却費に対して1/2を補助するもの（国・県の実質的協調補助）。

(2) 補助金の申請および地域公共交通計画について

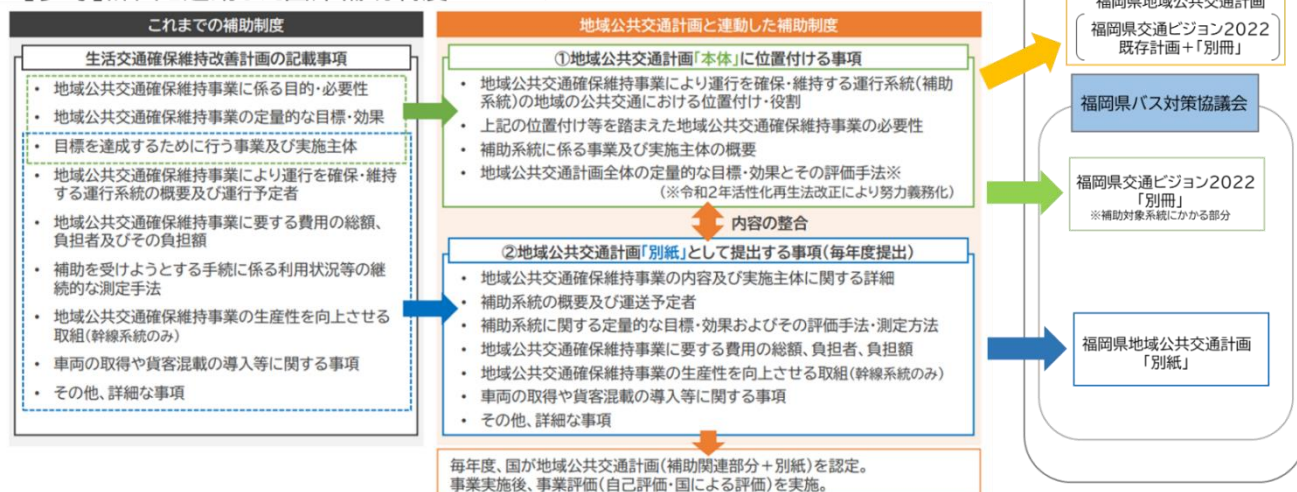
① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- ・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化
- ・補助金交付要綱の改正により、計画作成が地域間幹線系統補助の要件となる（申請年度の前年度の6月30日までに沿線市町村又は県において計画が作成されていること）

② 本県の対応

- ・既存の「福岡県交通ビジョン 2022」に、全ての補助対象系統に関する必要事項を記載した「別冊」を作成することにより、「福岡県地域公共交通計画」として位置付け
- ・補助対象系統に係る協議等を迅速に行うため、令和5年8月に本協議会を福岡県交通対策協議会の部会に位置付け

【参考】計画と連動した国庫補助制度について



3. バス路線の休廃止に係る協議について

事業者から本協議会に対し、路線の休廃止について届出があった際は、福岡、北九州、京築、筑豊、朝倉、筑後の6地区に設置するブロック別地区協議会（国・県・関係市町村・関係バス事業者で構成）にて協議を行う。

その後、関係市町村において具体的な対応策を協議し、その報告を受け、ブロック別地区協議会での協議を経て、本協議会としての結論を出す。なお、ブロック別地区協議会の協議結果をもって本協議会の結果とすることができる。

最終的に、協議会での結論を踏まえて事業者が休廃止について判断する。

